

千葉県選挙管理委員会告示第4号

本市の区域において千葉市長選挙が行われることとなったため、令和3年2月2日から千葉市長選挙の期日までの間、その区域においては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）及び市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）並びにこれらの法律に基づく政令の規定による全ての直接請求又は解職の請求のための署名を求めることができない。

令和3年2月1日

千葉県選挙管理委員会委員長 大野 雄子